北上雇用対策協議会「北上市企業データベース」運用規約

（名称）

第１条　「北上市企業データベース」（以下「データベース」という。）は、北上雇用対策協議会（以下「当会」という。）が提供するインターネット上の企業情報提供サイト及び本サイトに付随するデータベースの総称を指す。

（目的）

第２条　この規約は、データベースの利用、登録及び管理をする上で必要な事項を定めることを目的とする。

（本規約の変更）

第３条　当会は、データベースに登録されている者（以下「登録者」という。）の了承を得ることなく、この本規約を変更することができる。この場合には、データベースの利用条件は、変更後の本規約に従う。

２　変更後の本規約については、当会が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より、効力を生じる。

３　登録者が利用を継続する際は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用する。

（登録できる者）

第４条　データベースに登録できる者は、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は事業を営む個人で次の各号のいずれにも該当しない者（以下「企業等」という。）とする。

(1) 政治団体

(2) 宗教団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）第２条に掲げる営業又はこれに類する営業を行う者

(4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第２条第１項に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業又は事業者金融業を営む者

(5) 法律に定めのない医療類似行為を行う者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き中の者

(7) 各種法令に違反している者

(8) 社会問題を起こしていると認められる者

(9) 前各号に掲げる者のほか、会長がデータベースへの登録を不適切と認める者

（登録の申請及び審査）

第５条　データベースに登録しようとする者は、北上市企業データベース登録申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を当会に提出又は、企業用ページから

掲載情報の申込を行わなければならない。

２ 当会は、申請書の提出又は企業用ページからの掲載申込を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、データベースに登録し、情報を掲載する。

（登録の変更申請及び審査）

第６条　登録者は、当該登録者に係る情報を変更しようとするときは、北上市企業データベース登録変更申請書（様式第２号。以下「変更申請書」という。）を当会に提出又は、企業用ページから掲載内容の変更申込をしなければならない。

２ 当会は、変更申請書の提出又は企業用ページからの変更申込を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、前項の登録者に係る情報を変更する。

（掲載できない情報）

第７条　次に掲げる情報は、掲載できない。

(1) 政治性又は宗教性のある情報

(2) 社会問題についての主義又は主張を含む情報

(3) 誇大又は虚偽のおそれのある情報

(4) 公序良俗に反するおそれのある情報

(5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する情報

(6) 第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害するおそれのある情報

(7) 製品若しくはサービスの価格又は具体的な仕様に関する情報

(8) 法令等に反するおそれのある情報

(9) 前各号に掲げるもののほか、会長が不適切であると認める情報

（登録料）

第８条　データベースの登録料は、無料とする。

（登録者の義務）

第９条　登録者は、次に掲げる義務を負う。

(1) データベースに掲載する情報に対し、一切の責任を負うこと。

(2) 掲載する写真や文章は著作権法等の関係法令を遵守し、個人情報の保護にも配慮すること。

(3) 登録者は、本データベースのログイン ID 及びパスワードを管理する一切の責任を負うこと。登録者は，いかなる場合にもログイン ID 及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与し、若しくは第三者と共用することはできない。当会は、ログイン ID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのログイン ID で登録されている登録者自身による利用とみなす。

（登録の抹消等）

第10条　会長は、次に掲げる場合には、登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消することができる。

(1) 登録者から文書等により登録抹消の申し出があったとき。

(2) 登録者から企業ページより削除依頼申込があったとき。
(3) 登録者と電話、FAX、電子メール等による連絡がとれないとき。
(4) 登録者宛に発送した郵便物が当所に返送されたとき。
(5) 第４条に規定する登録できる者の要件を欠いたとき。
(6) データベースに掲載されている情報が第７条の規定に抵触すると会長が判断したとき。
(7) 前各号に掲げるときのほか、会長が登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消する必要があると認めるとき。

２　会長は、前項の規定により登録者の登録を抹消し、又は掲載されている情報を変更し、若しくは抹消したときは、その内容を登録者に通知する。

（データベースの停止）

第11条　会長は、管理上必要があるときは、データベースを停止することができる。

（免責事項）

第12条　データベースの利用、登録及び管理における免責事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当会は、データベースを利用した者（以下「利用者」という。）又は登録者に損害が発生しても、一切責任を負わない。
(2) 当会は、利用者がデータベースに掲載された登録者の情報を利用して売買、契約その他の取引きを行って利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
(3) 当会は、データベース及び登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等にアクセスしたために利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
(4) 当会は、登録者の情報として掲載されているリンク先のサイト等が保有する内容について、一切の責任を負わない。
(5) 当会は、利用者又は登録者がデータベースの情報を用いて行う行為について、一切の責任を負わない。
(6) 当会は、天災、ネットワーク障害その他の障害により利用者又は登録者に損害が発生しても、一切責任を負わない。
(7) 当会は、第10条に規定する登録抹消等又は前条に規定するデータベースの停止により利用者又は登録者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。
(8) 当会は、ログイン ID 及びパスワードが第三者に使用されたことによって損害発生しても、一切の責任を負わない。

附　則

この規約は、平成24年11月20日から適用する。

この規約は、令和６年１月 23 日から適用する。